

―― 主要生活道路沿道の皆様、ご協力ありがとうございます ――

沿道の皆様のご協力によって、主要生活道路の拡幅整備が進み、地域の防災性が向上しています。改めまして、地権者ほか関係者の皆様に感謝申し上げます。

南北道路C



南北道路C (ポケットパーク)



北西道路南区間(工事前)



北西道路南区間(工事後)



問合せ先

葛飾区 都市整備部 都市計画課 密集地域整備第一係 ☎03 (5654) 8345  
 葛飾区立石 5-13-1 葛飾区役所本庁舎 本館4階 424  
 担当：立石・大竹・加治

東立石四丁目地区

まちづくり通信



葛飾区 都市整備部 都市計画課 密集地域整備第一係

はじめに

日ごろより葛飾区の街づくり事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。葛飾区では、東立石四丁目地区において、密集事業による主要生活道路の拡幅整備や不燃化特区の支援制度により、災害に強い街づくりを進めています。

ニュース1

不燃化特区の支援制度

令和7年まで

最新情報については、葛飾区公式サイト (P3 に QR コードがございます) を確認するか、直接お問い合わせください。

累計利用 279 件  
(令和6年末見込)

累計利用 192 件  
(令和6年末見込)

①老朽建築物除却助成

助成対象

次のいずれかの建物を取壊して更地化(除却)する場合

- ・昭和56年5月31日以前に建築された木造等建物
- ・区が調査により危険であると認めた空き家等

助成金額

除却費に対し、最大 **200 万円**

②不燃化建替え助成

助成対象

次の築年数を超過している住宅を準耐火建築物等に建替える場合

- ・木造モルタル・・・13年4か月
- ・木造・・・14年8か月
- ・軽量鉄骨・・・18年

助成金額

除却費、設計・工事監理費の合計に対し、最大 **200 万円**

さらに、**建築工事費の一部も助成します。**

③専門家派遣

建替えに伴うお悩み事をお持ちの方に、相談内容に応じた専門家を **無料で派遣**

「今の敷地で、どのくらいの大きさの建物が建てられる？」

➡ 一級建築士が建築プランなどに助言

「未相続の建物を建替える時はどうすればいい？」

➡ 弁護士が必要な手続きなどをアドバイス など

たとえば…

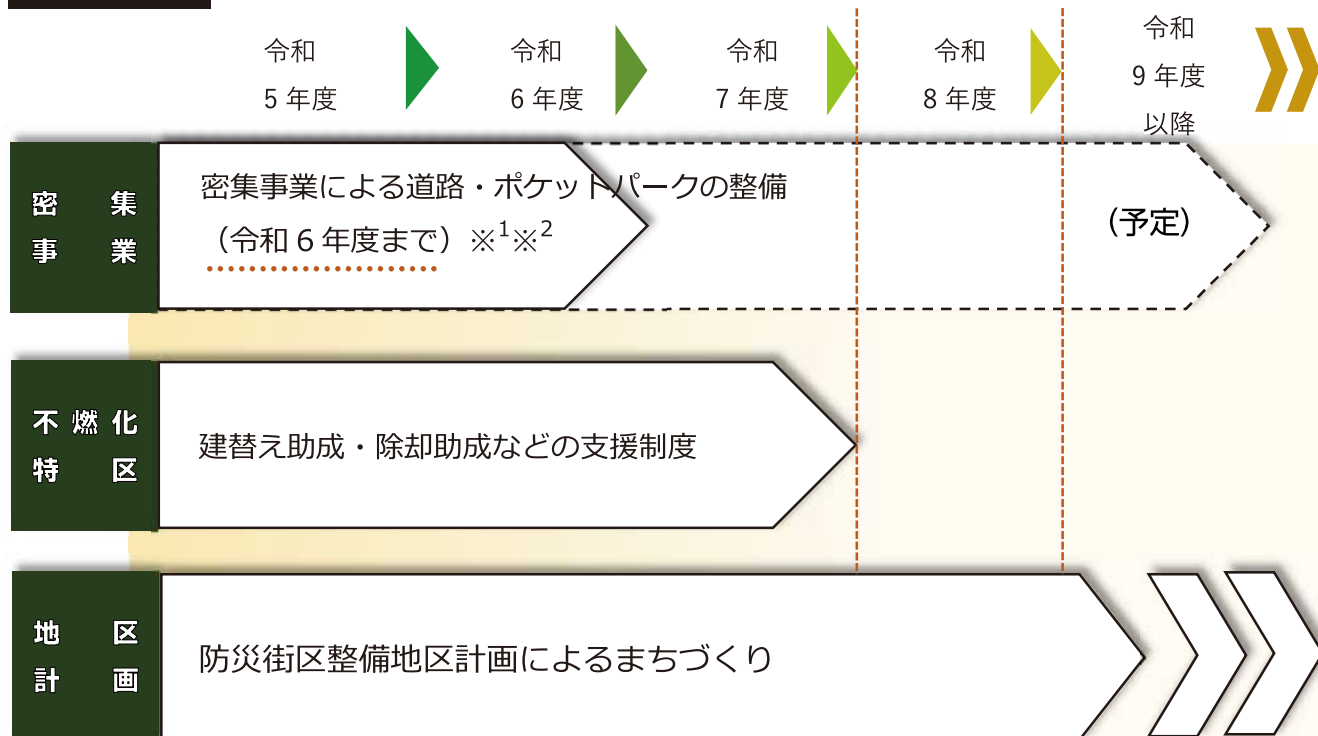


④固定資産税・都市計画税の減免

老朽建築物を除却し、更地になった土地 **最大 80%減免** (最長5年間)

耐火または準耐火等に建替えた建築物 **最大 100%減免** (5年間)

## ニュース2 事業スケジュール



※<sup>1</sup> 現在、補償契約に向けお話を進めさせていただいている方とは、個別にスケジュールの調整をいたします。

※<sup>2</sup> 事業期間の延伸を検討しております。

## ニュース3 令和6年度道路工事スケジュール (予定)

令和6年度は、北西道路 北区間 (右図①) の道路整備、南北道路 A 南側ポケットパークの整備 (右図②) に着手します。

...葛飾区が施工

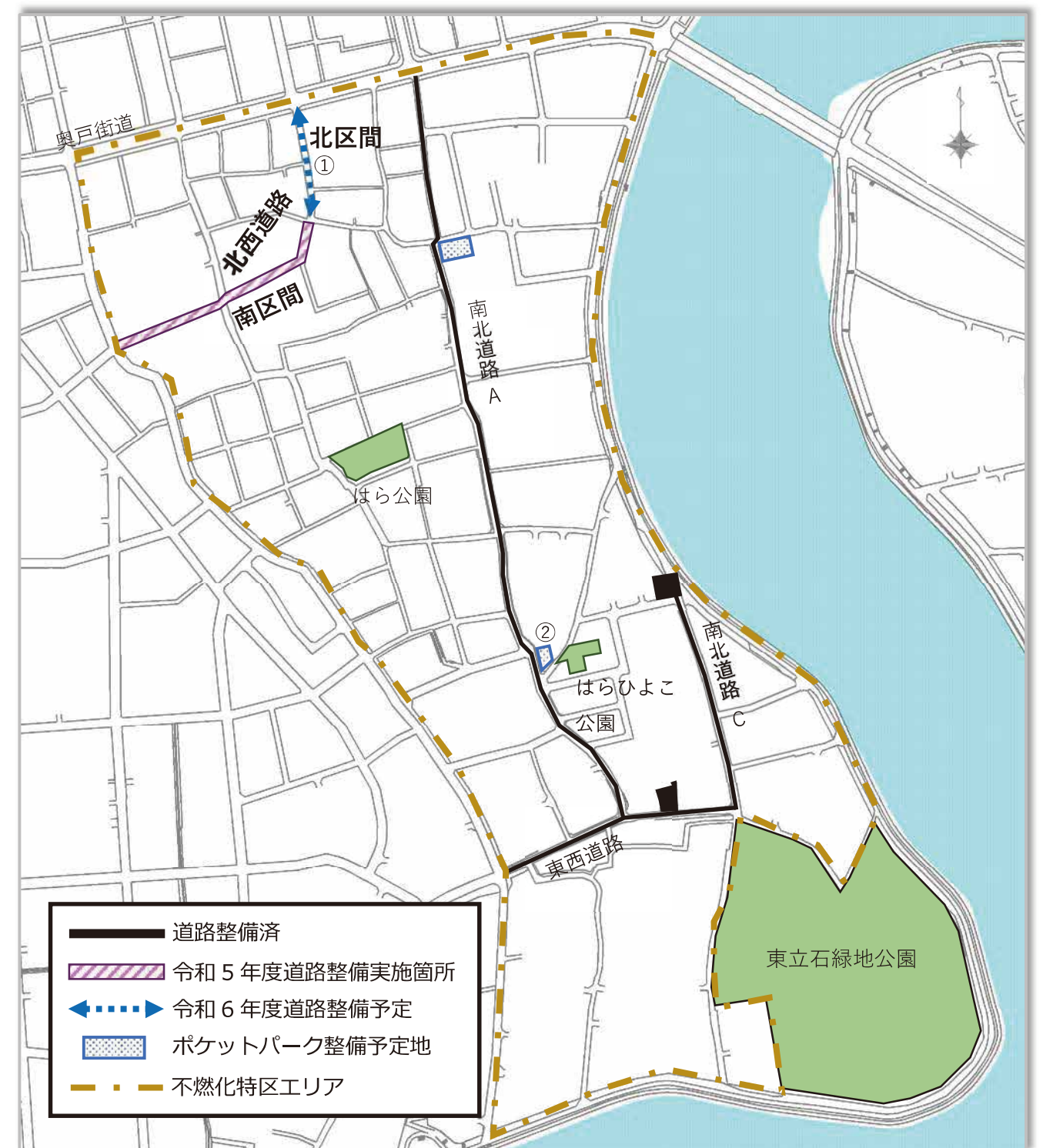
	R6.4	5	6	7	8	9	10	11	12	R7.1	2	3
北西道路 北区間				整備工事※								
南北道路 A 南側ポケットパーク				整備工事※								

※ 道路のL形側溝の撤去・新設、街路灯や標識などの整備を行ったのち、アスファルトの舗装、白線の標示を行います。

工事中は、通行の制限や騒音等、近隣の皆様へは何かとご不便をおかけいたしますが、工事の早期完了に向け進めて参りますので、ご理解とご協力のほどお願いいたします。詳細なスケジュールについては、工事業者から適宜、沿道の皆様にお知らせを配付いたします。

## ニュース4 密集事業進捗状況 (令和6年3月末時点)

葛飾区では、地権者ほか関係者の皆様のご協力を得ながら、密集事業による幅員 6mの主要生活道路やポケットパークについて、事業期間が令和6年度までとなっておりますが、事業期間の延伸も含めて整備を目指して進めてまいります。



不燃化特区や密集住宅市街地整備促進事業、東立石地区の街づくりについては、葛飾区ホームページからご確認いただけます。

葛飾区 防災街づくり 検索

